

広島県告示第千二百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	名称	名称	指定年月日
	主たる事務所の所在地	介護予防を行う事業所の所在地	
医療法人永和会	福山市金江町藁江五九〇―一	老人保健施設かなえ 福山市金江町藁江五五〇―一	平成一九年九月一日